



沖勞発雇均0415第1号
令和3年4月15日

那覇市長 殿

沖縄労働局長



テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの
周知依頼について

労働行政の推進につきまして、平素より御協力、御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、テレワークにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、多くの企業において新たに実施いただいておりますが、ウイズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方であると同時に、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方であり、働き方改革の推進の観点からも、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークの導入・定着を図ることが重要です。

このため、昨年末に取りまとめられた「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」報告書、成長戦略会議の実行計画（令和2年12月1日成長戦略会議決定）、当面の規制改革の実施事項（令和2年12月22日規制改革推進会議決定）においては、一層のテレワークの普及・促進に資するようテレワークガイドラインの改定等を行うものとされているところです。

このような状況を踏まえ、良質なテレワークの一層の普及・促進のため、厚生労働省では、平成30年に策定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を別添1の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（雇用型テレワークガイドライン）に改定しました。併せて、企業等がテレワークを適切に導入及び実施する際の御参考となるよう、別添2のリーフレットを作成いたしました。

つきましては、かかる趣旨を御理解いただき、貴機関広報誌等に当該ガイドラインについて掲載していただくことにより周知に御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。